



- I. 欧州における外国直接投資規制
- II. 5 things to note in EU M&A チェコ/スロバキア
- III. ドイツ不動産譲渡税制度改正と M&A への影響
- IV. GDPR 関連情報ダイジェスト

2018 年
10 月号

I. 欧州における外国直接投資規制

執筆者: 川合 弘造、石川 智也、千葉 悠瑛

1. グローバルでの外国直接投資規制強化の潮流

近時、米国では、CFIUS (the Committee on Foreign Investment in the United States (対米外国投資委員会)) 規制が強化されている。外国人(法人)が米国事業体(米国の州際通商に従事する者)の支配権を他の外国人(法人)に移転させる取引が審査対象となるとされており、実際にも相当数の取引が規制の対象となっている。

本年 8 月 13 日の法改正により、CFIUS の審査対象は拡大され、かつ、一定の場合(外国政府が一定数の株式を保有する者による特定の米国事業体の一定数の株式取得)には届出義務が課されることとなった。また、過去の事例では、特に中国政府系企業による米国企業の買収について CFIUS が介入した事例が増加しているし、何らかの形で安全保障に関係しそうな技術や設備が買収の対象となる場合に問題とされる場合が多い。

欧州でも、外国直接投資規制強化の動きが広がっている。まず、EU レベルでは、2017 年 9 月 14 日、欧州委員会より、ドイツ、フランス及びイタリアからの要請を受けて、EU への外国直接投資に対する審査枠組みについての規則の提案(以下「EU 規則案」という)¹が示されている。具体的には、EU 加盟国は自国の外国直接投資規制の下で投資を審査する際には欧州委員会と他の EU 加盟国への通知が義務付けられ、欧州委員会と通知を受けた EU 加盟国は、当該投資に対してコメントができるようになる見通しである。当該投資を審査している EU 加盟国は、このコメントを尊重することが求められるが、最終的な判断権はその EU 加盟国に留保されており、また、欧州委員会に買収を禁止する権限が付与されるわけではない。もっとも、この EU 規則案については成立・施行まで相応の時間を要することが見込まれるため、日本企業が当面注意すべきは EU 加盟国レベルでの規制ということになる。

EU 加盟国レベルでも、外国直接投資の審査制度を有する国がある。例えば、ドイツでは 2017 年に審査対象が厳格化され、実際にドイツ企業の M&A に際して影響が生じてきている。英国でも、外国直接投資の審査制度の導入が真剣に検討されている。フ

¹ European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing a Framework for Screening of Foreign Direct Investments into the European Union* (Sep. 13, 2017), available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2017:487:FIN>.

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ランスでも、デジタルデータストレージ及び AI に関する分野についても外国直接投資規制の範囲に含める動きがあるとの報道もある。

以下では、日本企業にとって特に重要と考えられる、ドイツと英国の動向について、その概要を紹介する。

2. ドイツでの外国直接投資規制の動向

ドイツでは、2016年の中国企業によるドイツのロボットメーカーKuka AGの買収以来、外国投資規制の強化に向けた政治的な動きが活発化しており、2017年7月18日には外国企業によるドイツ企業の買収に係る規制を強化する改正外国貿易規則が発効するに至っている。ドイツでは、外国貿易法(Außenwirtschaftsgesetz)及び外国貿易規則(Außenwirtschaftsverordnung)において、以下のとおり、軍事産業やITセキュリティなどの特定産業に従事する企業の買収と、それ以外の産業に従事する企業の買収とに分けて規制がなされている。

(1) 軍事産業やITセキュリティなどの特定産業に従事する企業の買収

外国投資家(日本企業も含まれる)が、直接又は間接に軍事産業やITセキュリティなどの特定産業に従事するドイツ企業の25%以上の議決権を取得する取引については、ドイツ経済エネルギー省への事前報告義務がある(60条(3)項)。同省は、その取引が国家の安全保障上不可欠の利益を害すると認める場合に、当該取引の禁止を命じることができる(62条(1)項)。

(2) それ以外の産業に従事する企業の買収

EU又はEFTA加盟国²以外に所在する外国投資家(日本企業も含まれる)が、直接又は間接に上記以外の産業に従事するドイツ企業の25%以上の議決権を取得する取引については、ドイツ経済エネルギー省は、当該取引が公の秩序及び安全を害すると認める場合に、当該取引の禁止その他の措置を命じることができる(59条(1)項)。

このような取引のうち、買収対象の企業の事業が重要インフラ等に該当する場合には、ドイツ経済エネルギー省への報告義務がある(55条(4)項)。この重要インフラ等には、重要インフラ(大要、エネルギー、情報技術、電気通信、輸送、健康、水道、食料、金融及び保険分野の事業をいう)の運用会社に加えて、重要インフラの運用に係るソフトウェアの開発会社や、クラウドコンピューティングサービスの提供会社等も含まれ、範囲が広範となっている(55条(1)項)。

ドイツ経済エネルギー省が、当該取引が公の秩序及び安全を害するか否かの審査を開始できる期間は、同省が買収契約の締結を認知したときから3ヶ月以内(ただし、買収契約の締結から5年以内)である(55条(3)項)。もっとも、クリアランスの申請を行った場合には、申請から2ヶ月以内に審査が開始されなければ当該買収は承認されたものとみなされる(58条(2)項)。

したがって、ドイツ経済エネルギー省による審査を受けるおそれがある取引を行う場合には、たとえ事前届出が義務付けられない場合であっても、買収が後に覆されることのないよう任意のクリアランス申請を検討することが望ましいということになる。クリアランス申請を行うこととの関係では、クリアランスの取得等をM&A契約の前提条件とするかを検討するとともに、契約締結からクロージングまでのスケジュールの策定等についても注意を払う必要がある。

(3) 今後の見通し

今後の見通しについて、2点指摘しておきたい。

第一に、規制対象の出資比率の引下げに向けた動きがあることである。規制対象の出資比率が引き下げられれば、その分影響を受けるM&A取引の範囲が拡大することになる。

第二に、現行法ではクリアランスの申請から2ヶ月以内に審査が開始されなければ当該買収は承認されたものとみなされるが、EU規則案が成立した場合には、他のEU加盟国がコメントを行い、それに対して更に欧州委員会がコメントを行う際に、それぞれ最大25営業日の検討期間が予定されていることから、その期間を確保するために、クリアランスの期間が2ヶ月より長期となる可能性があることである。今後も、ドイツの外国直接投資規制の動向から目が離せない。

² EFTA加盟国は、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタインである。

3. 英国での外国直接投資規制の動向

本年7月24日、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省は、国家安全保障の確保を目的とした投資審査を行う英国政府の権限の改革についての提案をまとめた白書を公表し³、本年10月16日まで同提案に対するパブリックコメントの募集がなされた。

(1) 検討中の投資審査制度の概要

上記白書の提案が実施されれば、国家安全保障への脅威を生じさせるおそれのある事象に関わる投資等の取引についての広範な審査権限が、英国政府に与えられることになろう。米国のCFIUS規制を明らかに意識した規制が提案されており、国家安全保障への脅威が認められる投資等の取引は、国家安全保障に対するリスクの解消措置として、一定の修正や制限が要求されたり、場合によっては差し止められる可能性が生じることになる。

上記白書は、外国からの投資が国家安全保障に対するリスクをもたらす場合があると指摘しているところ、必ずしも明示的に述べられているわけではないものの、中国やロシアといった英国にとっての潜在的な敵性国家からの投資を意識していることは明白である。そして、「核心領域(core areas)」として特定の国家インフラ(原子力、通信、防衛、エネルギー及び交通)、特定の先端技術(先端材料及び製造科学、人工知能及び機械学習、自動ロボットシステム、コンピュータハードウェア、暗号技術、ナノテクノロジー、ネットワーク及びデータ通信、量子技術並びに合成生物学)、政府に対し直接的に供給を行う重要なサプライヤー、救急サービス、軍事又はデュアルユース(軍民両用)技術が指定され、外国投資の対象となる企業や資産がこれらに属する場合に国家安全保障へのリスクがもたらされる可能性が最も高いとされている。上記白書の提案は、こうした外国投資を規制下に置き、かかる規制への違反に対しては刑事処分を含む制裁を加えることを可能にするものである。

なお、ここで検討されている規制対象は、企業買収に限定されないことにも留意すべきである。すなわち、不動産、知的財産権等の資産の取得や、貸付け(ローン)等も審査対象となり得る点に大きな特徴がある。

英国は、CFIUSによる審査に倣って任意の審査申請を受け付ける制度を設置することを検討している模様であり、かかる任意の審査申請が毎年200件程度なされ、初期審査を経てその半数程度が詳細審査の対象として絞り込まれ、詳細審査の対象とされたうちの更に半数程度に対しては、国家安全保障に対するリスクを認めてその解消措置を要求することになるとの見通しを示しているところ、これは、現在の審査制度を大幅に上回ることになる。

このような任意の審査申請に基づく審査を経ない場合でも、英国政府は、既に完了し、進行中であり又は計画されている取引について、取引当事者を「招請(call-in)」して詳細審査を行う権限を留保するとしている。詳細審査については、一定の審査期間(上記白書によると、審査期間は原則30営業日以内とし、更に追加で45営業日まで延長可能(最大75営業日)とすることが検討されているようである)が設けられる見込みであるが、米国のCFIUS規制において審査の長期化傾向が生じているように、英国でも審査期間が長期化する可能性は高い。また、任意の審査申請を経ない取引に対する詳細審査について、取引完了後6ヶ月以内に開始するものとする期間制限を設けることも検討されている。ただ、英国は、こうした自発的な審査権限を留保した上での任意の審査申請制度を導入することで取引の予見可能性が低下し投資環境が悪化することを懸念している模様であり、かかる懸念に対処するため、英国政府が詳細審査権限を行使する可能性が高い取引として上記核心領域やその他の重要分野(核心領域に対し直接的及び間接的に供給を行う重要なサプライヤー、並びに核心領域以外の国家インフラ及び先端技術)に属する企業や資産の支配の取得を指定したり、英国政府が国家安全保障上の懸念に対処するために要求する解消措置の代表例を示した(ただし、あり得るすべての解消措置を網羅するわけではない)リストを制定することなどを企図している。

(2) 今後の見通し

こうした制度導入は、米国におけるCFIUS規制の強化や、ドイツや豪州における外国投資審査制度の強化と軌を一にするものである。英国において上記白書で提案されている新たな制度が発効した場合、おそらく、次のような状況が生じることとなると考えられる。

第一に、今回の制度改正の提案は、基本的には敵性国家の影響下にある企業による投資を規制しようとするものと考えられるが、現実には、先進国企業の多くは中国やロシアにも現地法人を構え、これらの国家で活発に事業活動を行っていることに鑑みると、英国当局による職権での取引への介入の可能性を払拭するために、日本企業によるものを含めて、かなりの数の任意の審

³ Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *National security and investment: a consultation on proposed legislative reforms* (July, 2018), available at <https://www.gov.uk/government/consultations/national-security-and-investment-proposed-reforms>.

査申請が行われる可能性が高い。実際にも、米国の CFIUS 規制の下での審査申請についての直近の統計データによると、2013 年から 2015 年までの 3 年間において、日本企業が投資家となる場合であっても相当数の届出が行われており(全 387 件の申請中 40 件。中国(74 件)、カナダ(49 件)、英国(47 件)に引き続き 4 番目に多い)⁴、実際には中国やロシアといった諸国からの投資よりも、西側先進国からの投資が審査対象の大きな割合を占めているが、同じ事象が英国でも生じる可能性が高い。

第二に、従来より英国政府は、2002 年企業法(Enterprise Act 2002)の下での企業結合審査の枠組みの中で国家安全保障を含む公共の利益を理由とした介入を行う権限を有していたが(近時、軍需品の製造・開発等の分野において、従来の企業結合審査の枠組みの中で英国政府が国家安全保障の見地から介入できる場合の閾値が引き下げられるとともに、必ずしも市場シェアの増加がない企業結合にも介入できるようになる法改正がされたが⁵、これは、上記白書で提案されている制度に移行するまでの間の過渡的な措置と位置付けられている)、上記白書で提案されている新たな制度の下では、国家安全保障の観点からの審査は、従来の制度における公共の利益の観点や競争・市場庁(Competition & Market Authority (CMA))による競争上の観点からの企業結合審査の枠組みからは切り離され、別個の制度として運用される可能性が高い。すなわち、新制度の下で国家安全保障の観点からの審査の対象となる取引の一部は、同時に従来の企業結合審査の対象ともなり、CMA による競争上の観点からの審査結果が新制度の下での国家安全保障の観点からの審査結果と食い違うといったことがありえ、また、新制度の担当大臣は CMA による審査を一時停止させたり、事実上覆すことができるとされる模様である。他方で、欧州委員会による企業結合審査制度との関係では、英国の EU 離脱以前においては、新制度は、従来の英国の企業結合審査の枠組みと同様に欧州企業結合規則と統合的に運用されることとなる。

いずれにしても、こうした外国投資家による投資への規制により、日本企業による英国への投資、特に M&A による投資について複雑さを増すことが見込まれる。英国は伝統的に日本企業の欧州における主要な投資先であっただけに、日本企業に対する影響は小さくないものとなる。



かわい こうぞう
川合 弘造

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k.kawai@jurists.co.jp

1988年弁護士登録。1994年KUルーベン大学大学院法学部修士(EC法専攻, LL.M.)(magna cum laude)。ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所にて勤務。日本内外の独占禁止法/競争法全般と通商法を専門とするほか、大型の国際訴訟や内外の各種規制当局対応業務を行っている。2006年より2015年まで東京大学法科大学院非常勤講師を務めたほか、政府の各種審議会・研究会等でも委員を務めてきている。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに外向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州での M&A も手掛ける。情報法制学会会員。



ちば ひろあき
千葉 悠瑛

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.chiba@jurists.co.jp

2016年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般、通商法、中国関係業務、宇宙法、M&A を含むコーポレート分野の案件等に幅広く従事。

⁴ Committee on Foreign Investment in the United States, *Annual Report to Congress* (September, 2017), available at [https://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Documents/Unclassified%20CFIUS%20Annual%20Report%20-%20\(report%20period%20CY%202015\).pdf](https://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Documents/Unclassified%20CFIUS%20Annual%20Report%20-%20(report%20period%20CY%202015).pdf)).

⁵ Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *Enterprise Act 2002: Changes to the Turnover and Share of Supply Tests for Mergers* (June, 2018), available at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/715174/E_A02_guidance.pdf).

II. 5 things to note in EU M&A チェコ/スロバキア

執筆者: 星野 大輔

日本企業による欧州企業買収に際しては、各国ごとに特殊の法令及びプラクティスにつき固有の検討ポイントが存在します。この「5 things to note in EU M&A」シリーズでは、欧州の国を順次取り上げて、各国における留意点を紹介してまいります。今回は、中欧地域のチェコ共和国とスロバキア共和国について特集します。

なお、中東欧の M&A 取引に関しては、西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2018年8月号「日本企業による中東欧における M&A と考慮事項について」でも、より広い視点から一般的な留意点を紹介しています。こちらも併せてご覧ください。

I. チェコ

1. 総論

ドイツの東隣に位置するチェコ共和国は、元々ドイツ語圏であった時期があり、オーストリア・ハンガリー帝国時代には工業の中心地でもあったという歴史的な経緯や、西欧諸国に最も近いという地理的な位置づけなどから、90年代の自由主義化以降は西側資本の進出が進み、これまでに急速な経済成長を果たしています。

チェコの人口は約 1000 万人と大きくはなく、国内市場の規模は限られているため、産業は西欧諸国への輸出を目的とした製造業、とりわけ自動車産業が中心です。これに伴って日本企業の進出も進んでおり、日本貿易振興機構の統計によれば、2017年5月現在で 254 社の日系企業が進出しています⁶。

チェコの M&A 取引の現状ですが、チェコのビジネス・投資開発庁 (CzechInvest) によれば⁷、2018年上半期で 222 件の M&A 取引が実施されたとのこと。産業セクターとしては製造業が最多で、そのうち 64 件を占めています。

チェコの株式市場は現時点ではまだまだ規模が小さいため、公開会社を対象とする M&A 取引の数は少なく、取引の大半は非公開会社を対象とするものとなります。以下では、非公開会社の M&A 取引を念頭において、チェコの M&A 取引における留意点を紹介します。

2. 会社法制と M&A 契約

非公開会社の形態としては、大別して、有限会社 (s.r.o. チェコ会社法 132 条以下) と株式会社 (a.s. 同 243 条以下) の二種類が存在します⁸。

このうち、有限会社は 1 名以上の代表者を置けば足りるため (同 194 条 1 項)、内部組織を簡易なものにできる利点があります。持分権者の権利義務は定款で規定されます (同 146 条)。

有限会社に複数の持分権者が存在する場合は、配当 (同 161 条)・意思決定手続 (同 167 条以下)・脱退 (同 202 条) 等について

⁶ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/cz/pdf/presentation201706.pdf 参照。

⁷ CzechInvest「M&A REPORT Overview of M&A in the Czech Republic - H1 2018」(<https://www.czechinvest.org/en/Homepage/News/August-2018/CzechInvest%E2%80%99s-newly-revived-M-A-Report-now-available>) 参照。

⁸ これ以外に、有限責任パートナーシップ (k.s.)・無限責任パートナーシップ (v.o.s.) 等の法人形態も存在しますが、これらは何れも主として小規模なビジネスに用いられ、M&A 取引の対象となる場面は少ないため、本稿では割愛します。

定款上特別の規定を置くのが通常であり、したがって、買収後に複数の持分権者が残るようなスキームの M&A 取引では、持分権に関する譲渡契約の内容のみならず、買収後の定款の内容についても、当事者間で交渉・決定する必要があります。なお、定款の規定に加えて、持分権者間で別途の契約を締結して各持分権者の権利義務を規定することも可能であり、実務上もしばしば行われています。

これに対して、株式会社の場合には、内部組織として

- ① 取締役会及び監査役会、又は、
- ② 執行役及び監督委員会

を置く必要があります(同 396 条)。このため、買収後のガバナンス体制が複雑になるデメリットがあります。

株式会社は、種類株を発行することが可能です(同 276 条)。また、複数の株主が存在する場合には、配当額の決定・会社の意思決定方法・株主の脱退といった株主間の権利関係について、株主間契約で定めることが一般的です。

M&A 取引のうち、シェア・ディールは、有限会社の持分権の譲渡、又は、株式会社の株式の譲渡という形式をとることになります。したがって、M&A 取引の条件は、主として、これらの譲渡契約(持分譲渡契約又は株式譲渡契約)において定められます。

ただし、取引後に複数の持分権者又は株主が残るスキームの場合には、これ以外に、定款や株主間契約等についても検討・合意して当事者間の権利義務を定めるべき点に留意が必要です。

他方、アセット・ディールの場合は、民法上の事業譲渡制度(チェコ民法 2175 条)を利用し、特定の事業を包括承継する手法が一般的です。この場合には「受け皿」となる法人が別途準備されることとなります。アセット・ディールでは、シェア・ディールと異なり、労働者への情報提供及び協議が要求されます(後述)。

なお、売主の一部事業のみを譲渡する場合は、事業譲渡制度を利用する他に、会社分割(チェコ会社組織変更法 243 条)を用いて対象事業を切り出す方法も可能ですが、この場合はむしろ、アセット・ディール(吸収分割スキーム)ではなく、シェア・ディール(新設分割+株式譲渡スキーム)として実施される場合が一般的です。

チェコの M&A 取引における売主・買主間の契約の準拠法については、争いあるものの、外国法を準拠法とすることも一応は可能と解されているようです。実務上は、売主がチェコの法人・自然人である場合にはチェコ法が好まれる傾向がある一方、売主が外国企業の場合には売主の所在国の法律が準拠法となる場合も多く見られます。

ただし、契約準拠法を外国法とする場合には、チェコ法下でも確実に権利移転効果が生じるように契約上の手当てをする必要があること(例えば、契約に定める持分・株式の譲渡手続は、チェコ法及びチェコ法に従って規定された買収対象会社の内部規則に違反しない内容で規定すべきこと)に留意が必要です。

3. 外国投資規制

歴史的に、チェコは外国投資を積極的に受け入れており、外国企業によるチェコ国内への投資に対する制限は多くありません。外国法人であっても、チェコ法人と同条件で事業の実施・会社の保有等が認められる場合が通常です。このため、M&A 取引の買主が外国法人であったとしても、チェコ国内法人が買主となる場合とほぼ同様に手続を進めることが可能です。

外資規制が課されている分野としては、例えば、軍需品の貿易があり、国家安全保障上の観点から、外国資本による持分/株式保有率は 49%以下に制限されています(チェコ・軍需品の外国貿易に関する法律 7 条)。しかし、このような規制は例外的です。

4. 許認可

金融業に関する許認可制度(チェコ銀行法 4 条)など、一部の事業は政府による許認可の取得が求められますが、国家レベル

での業規制は多くありません。

ただ、特に製造業等で留意すべき点として、建築に関する許認可が挙げられます。2017年の世界銀行の調査によれば⁹、チェコは建設許可取得の容易さにおいて世界190カ国中127位とされており、欧州では最低ランクに位置されています。具体的には、計画許可(チェコ建築法76条)、建築許可(同109条)といった手続に長時間を要することが多いようです。ただし、工業団地等の一部の特区では特別法により条件が緩和されています。このため、将来的な施設の拡張等を予定している場合には、対象企業の所在地における規制内容、対象企業が既に取得している許可の内容について確認が必要です。

企業結合届出に関しては、EUレベルでの届出の対象となるM&A取引の場合はチェコでの届出対象にはなりません。そうでない場合には、チェコ国内での届出義務の有無が問題となります。

チェコでの届出要件は、概要、最終会計期間において、

- (a) 二当事者のチェコ国内売上が共に2.5億チェココルナ(13億円弱)を超え、かつ全当事者合計のチェコ国内売上が15億チェココルナ(80億円弱)を超える場合、又は、
 - (b) 売手のチェコ国内売上が15億チェココルナを超え、かつ買手の全世界売上が15億チェココルナを越える場合
- というもので、これに該当する場合には届出が必要となります(チェコ競争保護法13条)。

5. 労働

シェア・ディールでは、労働者との関係で必要となる手続はありません。M&A取引後に労働条件や事業内容の変更等を予定しているような事情がない限り(これらの事情があれば、M&A取引とは独立に、チェコ労働法279条及び280条に基づく情報提供及び協議義務が生じます。)、事前の情報提供も不要となります。

他方、アセット・ディールの場合には、買収対象会社の組織に変更が生じることから、労働者に対する事前の情報提供及び協議が要求されます(上記チェコ労働法279条及び280条)。

なお、2018年秋現在、外国人がチェコで就労許可を取得するにはかなりの時間を要するケースが多く見られます。これはチェコ当局の人的リソースの不足等による事務手続上の要因によるものといわれており、この状況がいつまで続くのかは明らかではありません。何れにせよ、現在の状況が続く限りは、取引後に日本人従業員を役員・管理職として出向・常駐させる際、事務手続に長時間を要してスムーズなPMIの妨げとなる場合も考えられるので、スケジュールの策定段階で留意が必要となります。

II. スロバキア

1. 総論

チェコの東隣に位置するスロバキア共和国は、1993年にチェコ共和国から分離独立した後、2004年にはEUに加盟しています。スロバキアは人口500万人強とチェコよりもさらに小さな国です。伝統的には農業国でしたが、自由主義化以降は工業が発展し、チェコ同様に輸出向け製造業が主な産業となっています。特に、近年では、VW、KIA、ジャガー/ランドローバー等の完成車メーカーが進出し、人口一人当たりの自動車生産台数は世界一の数値を記録しています。また、近時人件費の高騰が進む東欧の中では、まだ比較的労働力が安価であり、西欧等からの製造業進出も引き続き行われると考えられます。

スロバキアのM&A取引の件数は、EYが公表している調査結果によれば¹⁰、過去数年は年間30-60件程で推移しており、まだまだ数は限られています。しかしながら、上記のような製造業進出が進む可能性に鑑みれば、将来的に関連するサプライヤー等の進出・再編等が進み、これに伴うM&A取引も増加することが想像できます。日系企業も、近時、部品の製造事業買収を発表し

⁹ <http://www.doingbusiness.org/en/rankings> 参照。

¹⁰ EY「M&A Barometer 2017 Central and Southeast Europe」([https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-csema-barometer-2017/\\$FILE/ey-csema-barometer-2017.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-csema-barometer-2017/$FILE/ey-csema-barometer-2017.pdf))、及び、EY「M&A Barometer 2015 Central and Southeast Europe」([https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/2016-MA-Barometer-CSE-2015/\\$FILE/MA_CSE_barometer%202015.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/2016-MA-Barometer-CSE-2015/$FILE/MA_CSE_barometer%202015.pdf))参照。

たところもあるなど、この流れとは無縁ではないと考えられます。

以下では、チェコと同様、非公開会社の M&A 取引を念頭において留意点を紹介します。

2. 会社法制と M&A 契約

スロバキアの非公開会社の形態は、チェコと同様、有限会社 (s.r.o。スロバキア商法 105 条以下) 又は株式会社 (a.s。同 154 条以下) に大別されます¹¹。

チェコと同様、有限会社は 1 名以上の代表者を置けば足り (同 133 条 1 項)、内部組織はシンプルなものとなります。また、配当 (同 123 条) や意思決定手続 (同 125 条以下) 等について定款で規定できることもチェコと同様です。ただし、持分権者の脱退は、裁判所が認めた場合にのみ可能とされ (同 148 条 1 項)、容易ではありません。このため、取引後に複数の持分権者が残るスキームの場合には、持分移転に関する事項を定款に定めておくなど、予め持分の処分方法について事前に規定しておくべき点に留意が必要です。

スロバキアの株式会社には、取締役会及び監査役会を置く必要があります (同 191 条及び 197 条)。種類株を発行することは可能ですが (同 159 条)、種類株の内容は法律に定義された類型に制限されており、柔軟性は高くありません。配当や意思決定方法に関しては、定款に規定を置いた上で、更に株主総会における議決権行使について株主間契約でも合意するのが通常です。

アセット・ディールの場合、スロバキア商法 476 条に定める事業譲渡手続を利用して事業の包括承継を行う方法が一般的です。また、チェコと同様、事業の一部を譲渡する手続としては、会社分割 (同 218 条 m) も利用可能です。

M&A 契約の準拠法等に関しては、売主の国籍に応じて、外国法準拠とされる場合もあります。その場合であっても、スロバキア国内法の下で持分・株式移転の効力が認められるよう留意する必要があることは、チェコと同様です。

3. 外国投資規制

チェコと同様、外国からの投資に関する規制は多くありません。

ただし、外国企業が留意すべきものとして、他の中東欧諸国にも多く見られる外国人の農地取引保有規制が存在します (スロバキア外国貿易管理法 19 条 a 及びスロバキア農地取引法 4 条)。シェア・ディールの場合には規制の適用はなく、一部のアセット・ディールの場合にのみ問題となるものですが、スキームによっては留意が必要です。買収対象会社が農業とは無縁な製造業者や小売業者であっても、買収対象会社の保有する土地が農地として登記されてしまっていた場合には、土地の譲渡に関連してこの規制が問題となり得るためです。

4. 許認可

金融業に関する許認可制度 (スロバキア銀行法 3 条) など、一部の事業は政府による許認可の取得が求められますが、国家レベルでの業規制は多くありません。

なお、スロバキアにおいても建築許可取得は容易ではありません。チェコと同様、計画許可 (スロバキア建築法 1 条) を得るまでには時間がかかるため、将来的な施設拡張予定がある場合には、特区指定の有無等に留意が必要です。

¹¹ チェコと同様、スロバキアでもパートナーシップ型の法人形態が存在しますが、やはり M&A 取引の対象となる可能性は低いため、割愛します。また、株式会社の特殊例として、2017 年の法改正によって制定された簡易株式会社制度が存在します (スロバキア商法 220 条 h)。これは、株式会社と有限会社の中間的な形態で、組織は簡易なもの種類株の発行が可能であるなど株式会社の特徴を有しています (同 220 条 i)。新会社を設立するスキームの取引では候補となり得ますが、新しい制度であるため実務ではまだあまり使われておらず、買収対象会社がこの類型である可能性も非常に低いと考えられます。

また、チェコと同じく、EUレベルでの届出の対象とならない M&A 取引の場合には、企業結合届出も問題となります。スロバキアでの届出要件は、概要、最終会計期間において、

- (a) 二当事者のスロバキア国内売上高が共に 1400 万ユーロを超え、かつ全当事者合計のスロバキア国内売上高が 4600 万ユーロを超える場合、又は、
 - (b) 売手のスロバキア国内売上高が 1400 万ユーロを超え、かつ買手の全世界売上高が 4600 万ユーロを超える場合
- というもので、これに該当する場合には届出が必要となります(スロバキア競争保護法 10 条)。

5. 労働

スロバキア労働法上、使用者は、一定の重要事項について労働者代表への情報提供・協議義務を負います(スロバキア労働法 237 条)。したがって、買収対象会社に労働者代表が存在する場合(労働組合の代表者が労働者代表となる場合が一般的です。)には、M&A 取引の結果として生じる買収対象会社の変更について、事前に労働者代表に通知・説明の上協議することが要求されます。

また、チェコと同様、スロバキアでも、外国人の就労許可取得には時間がかかるのが現状です。このため、取引後に日本人役職員を派遣する予定がある場合には、スケジューリングに留意が必要となります。

※ 本稿の執筆に当たっては、筆者が出向しているチェコ/スロバキアの法律事務所である PRK Partners s.r.o., advokátní kancelář の協力を得ています。もっとも、本稿は、全て筆者の文責において執筆しております。



ほしの だいすけ
星野 大輔

西村あさひ法律事務所 弁護士
d_hoshino@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2017年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)。2017年よりチェコ共和国のPRK Partners s.r.o., advokátní kancelářへ出向中。チェコその他東欧各地の法律事務所と協同し、日系企業にリーガルサービスを提供している。

Ⅲ. ドイツ不動産譲渡税制度改正と M&A への影響

執筆者:金子 佳代

1. はじめに

ドイツの M&A において、事業譲渡によってドイツの不動産を直接新所有者に売却・譲渡する場合のみならず、一定の条件を満たす場合には、ドイツの不動産を所有している会社/組合の株式/持分を譲渡し、間接的に不動産を移転する場合にも、ドイツ不動産譲渡税(RETT: Real Estate Transfer Tax/ Grunderwerbsteuer)が課される。RETT の税率は対象不動産の所在する州によって異なり、概ね当該対象不動産評価額の 3.5-6.5%が課税されることとなる。

株式/持分の譲渡を利用して間接的に不動産を移転する場合には、スキームを工夫することによって簡単に RETT 課税を免れることが可能であった。例えば、不動産を取得する際に、不動産の所有権を直接取得するのではなく、不動産を所有する会社の株式の 94.9%を 1 社が取得し、残りの 5.1%を他の 1 社が取得するという手法により、RETT を合法的に節税することができる。

このように、実態をみれば、不動産の譲渡と何ら変わりがない取引であるにもかかわらず、間接取引をうまく利用することによって課税を逃れられることに対しては従前から不公平であるとして批判の声が高く、約 2 年に渡る協議の結果、2018 年 6 月 21 日の各州財務大臣会議により、このような Share Deal による不動産譲渡に対しても、RETT を課すべく、ドイツ不動産譲渡税法

(Grunderwerbsteuergesetz)が改正されること、及び改正方針が決定された¹²。

2. 現行の規制について

現行法のもとでは、原則として¹³、以下の場合に、RETT が課税される。

- (1) ドイツの不動産を所有しているのが、会社(ドイツの場合、GmbH とよばれる有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung)や AG とよばれる株式会社(Aktiengesellschaft)がこれに該当する。)の場合、ドイツの不動産を所有している会社の株式が、直接又は間接的に、1社/1人により、95%以上所有された場合(すなわち、株式の全部を2人/2社以上に譲渡し、1社/1人が最大94.9%の株式を保有するのであれば非課税)
- (2) ドイツの不動産を所有しているのが組合(例えば、ドイツの場合、KG とよばれる合資会社(Kommanditgesellschaft)がこれに該当する。英米法の limited partnership に相当する有限合資会社(GmbH & Co.KG)が実務上よく使用されている。)の場合
 - a) 5年以内(クーリング期間)に、95%以上の組合の持分に、直接又は間接的に変更が生じた場合(すなわち、5.1%以上の持分に5年間変更がなければ非課税)
 - b) ドイツの不動産を所有している組合の持分が、直接又は間接的に、1社/1人により、95%以上所有された場合

上記の制度のもと、ドイツでは、株式会社の場合には、ドイツの不動産を所有している会社の株式の5.1%を銀行に所有させ、残りの株を取得する方法、組合の場合には、まず94.9%の持分のみ譲渡し、残りの持分にはコールオプションをつけて、5年経過後に、残りの94.9%の持分を有する組合員以外に譲渡するという2段階の譲渡プロセスを経る手法がとられてきた。

3. 改正法の概略

現時点で正式な法案は議会に提出されていないものの、2018年6月21日の各州財務大臣会議の発表によれば、

- (1) 株式/持分割合のトリガーを95%から90%に引き下げる
- (2) クーリング期間を5年から10年に伸長する
- (3) 会社の株式譲渡においても、組合の持分譲渡と同様、組合の持分に、直接又は間接的に変更が生じた場合に課税とする(すなわち、10年以内に、90%以上の株式に、直接又は間接的に変更が生じた場合)

との3点の変更が予定されている。

したがって、改正後は、ドイツに不動産を所有する株式会社/組合の株式/持分の譲渡に際しては、原則として、

- a) 10年以内(クーリング期間)に、90%以上の株式/持分に、直接又は間接的に変更が生じた場合
- b) 株式/持分が、直接又は間接的に、1社/1人により、90%以上所有された場合に、RETT が課税されることとなる。

かかる改正により、会社の株式譲渡においては、今後、1度の機会に、2社以上の買主にそれぞれ94.9%、5.1%ずつ譲渡するという手法では、課税を免れることができず、まず、94.9%を譲渡した上で、10年経過後に残りの5.1%を第三者に譲渡するという二段階のステップを踏む必要があることになる。また、これらには、グループ企業間の株式譲渡における免除条項も規定されないのではないかとされており、留意が必要である。

また、ドイツに不動産を保有するのが株式会社であれ、組合であれ、RETT 課税を免れるためには、売主に10年という長期間にわたり、10%超の株式/持分を保有し続けてもらった上で、かつ10年後に独立の第三者(銀行等のスキームに協力してくれる投資

¹² <https://finanzen.hessen.de/presse/pressemitteilung/laenderfinanzminister-beschliessen-konsequentes-vorgehen-gegen-share-deals-bei-der-grunderwerbsteuer>、及び、<https://datenbank.nwb.de/Dokument/Anzeigen/737821/>

¹³ 下記に掲げたものの他、組合員間での持分の譲渡や、グループ会社間での株式や持分の譲渡に関しては、一定の条件のもとで、不動産譲渡税が免除されることがある(§ 6a Grunderwerbsteuergesetz)。

家)にコールオプションを付与するという手法を採用しなければならず、スキームの実効性がより困難になることが予想される。

なお、改正法には経過規定が置かれる予定であり、施行日から遡って1年以内に締結された契約に基づき、当該契約締結日から1年以内に行われる取引に関しては、新法施行時点で上記の要件に該当する取引であっても、新法施行日直前の段階で、旧法に基づき課税対象とならないのであれば、課税対象とならない。例えば、新法施行1年以内に締結された契約に基づき、当該契約締結から1年以内に完了する取引により、90%以上95%未満の株式/持分保有が生じる場合であっても、RETTは課税されず、その後の株式/持分の譲渡により、上記の要件に該当した場合にのみ、課税対象となる。

ドイツ不動産譲渡税法の公布/施行日は、2019年の1月1日が予定されているが、ドイツ法上、立法過程において¹⁴、法案が議会に提出された時点に遡って効力が発生する可能性がある。現時点では、早くも2018年11月8日には、法案が議会に提出されることが見込まれている。したがって、対象会社の資産にドイツに所在する不動産が存在するM&Aを予定している場合、当該取引が、新法の対象となるかどうか、法案の動向に照らして確認する必要がある。当面の間、対象会社/組合が不動産を保有している場合のM&Aについては、税務デューデリジェンスを確実にし、また、将来の税務リスクに対する表明保証条項を確保する等の手当てが必要になると考えられる。



かねこ かよ
金子 佳代

西村あさひ法律事務所 弁護士

ka_kaneko@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2014-2018年ベルリン州弁護士会外国法弁護士登録、2015年ベルリン自由大学修士課程(EUビジネス法専攻: Master of Business Law)卒業後、ドイツ老舗トップローファームであるHengeler Mueller法律事務所のベルリンオフィスにて勤務。日系企業案件のみならず、ドイツ国内案件やEU特有の国際的企業案件にも数多く関与することにより、企業法務全般につき広く経験を積む。ゲーテ大学フランクフルトアムメイン博士課程在学中。M&A、コーポレート全般を中心とし、法的助言にとどまらず、ビジネス慣習・文化の違いも踏まえたきめ細やかなアドバイスをを行う。使用言語: 日本語、英語、ドイツ語

IV. GDPR 関連情報ダイジェスト

執筆者: 石川 智也、角田 龍哉、杉山 侑惟

GDPR が施行されてからまもなく5ヶ月が経過しようとしているが、十分性認定に向けた取組みや、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board、以下「EDPB」という)によるガイドラインの公表以外にも、日本企業が知っておくべき動向は少なくない。以下では、GDPRに関連するEDPBと、多くの日本企業が進出するイギリス・フランス・ドイツの各国のデータ保護監督当局の取組みのうち、特に日本企業が知っておくべきものを紹介する。

1. EDPB

(1) 十分性認定に向けた取組み

EDPBの2018年9月26日のプレスリリース¹⁵によれば、日本の十分性認定決定文のドラフトがEDPBに提出され、今後EDPBが決定文ドラフトをレビューし、意見を表明するとのことである。

¹⁴ この他にも、理論上、一定の要件を満たせば、過去の法律行為に関し、納税者に不利益を与える場合であっても法の遡及適用(Echte Rückwirkung)が認められる場合があり、その場合、連邦財務大臣会議によって、基本方針が発表された2018年6月21日に遡って改正法が適用される可能性があるが、本件はこれにあたらぬ可能性が高いと考えられている。

¹⁵ https://edpb.europa.eu/news/news_en

十分性認定発効までには、この意見聴取手続のほか、EU 加盟国の代表者で構成される専門委員会の協議、欧州議会の LIBE 委員会の手続、及び、委員会議体の承認の手続が必要である。そのため、年内に十分性認定が発効するかはやや微妙な情勢ではないかと思われる。

(2) 地理的範囲(Territorial Scope)のガイドラインの採択

上記プレスリリースによれば、EDPB は、地理的範囲に関するガイドラインのドラフトを採択した。このガイドラインは、いかなる範囲で GDPR が適用されるかと、域外適用がなされる場合の EU 代表者の選任に関して解釈を明らかにするものであり、今後パブリックコメントに付される形で公表される予定である。

日本企業にとって、GDPR の地理的範囲は、GDPR への対応が必要な範囲を確定するための重要ポイントである。域外適用の点については GDPR への対応をいったん見合わせている日本企業も少なくないと思われるが、このガイドラインについては公表され次第早急に検討することが望まれる。

(3) 各国のデータ保護影響評価における Black List

各国の監督当局は、データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment、以下「DPIA」という)が必要となる処理行為の種類のリスト(いわゆる Black List)を発行・公開し、EDPB に対して当該リストを通知する義務を負う(GDPR35 条 4 項)。2018 年 10 月 3 日、EDPB は、22 カ国の各国当局から提出されたリストについて、GDPR64 条 1 項(a)号に基づき意見を公表した¹⁶。当該リストには、DPIA が必要な処理行為の例として、AI の利用、コネクテッドカー(英国)、従業員に影響を与えるおそれのある大規模な人事データ(業務評価等)の処理(ドイツ)等が挙げられている。

EEA 域内に拠点を有する日本企業においては、各国の拠点で記録している個人データの処理について、その国の DPIA の Black List に該当するものがないかを確認し、もし該当するものがある場合には DPIA を速やかに実施すべきである。

(4) 制裁金の賦課に向けた検討

2018 年 10 月 10 日付けの報道によると、欧州データ保護監督官(European Data Protection Supervisor)が、EU 各国の監督当局は 2018 年内に制裁金の賦課を実施することを検討しているとの見解を示している。GDPR への対応が未了となっている企業では、制裁金の賦課は現実のリスクであるとして早急に対応を完了させることが望ましい。

2. イギリス

(1) Data Breach へのコメント

イギリスのデータ保護に関する監督当局である Information Commissioner's Office(以下「ICO」という)が公表した Data Breach へのコメント¹⁷によれば、ICO は Data Breach に関する連絡先で週 500 件の電話を受けており、企業は GDPR 準拠に積極的であるものの、報告のルールを正しく理解していないとして、特徴的な問題点を明らかにしている。

各国の監督当局に対する Data Breach の通知は激増しているが、GDPR の要請に適合していないものも少なくないと言われる。Data Breach への対応の不備がきっかけで GDPR 違反が白日のものとなるリスクは非常に高いため、Data Breach が生じたときのマニュアルの整備、通知すべき内容の確認、通知すべき監督機関の宛先・方法(電話か、メールか、オンラインフォームかなど)については、事前に固めておくことが望まれる。

また、GDPR への対応を行っていないことを理由に、Data Breach が生じた際に当局への通知を行うか否かを悩む日本企業も少なくないが、委託先から漏えいが生じた場合には、自社が通知していなくても他の委託元が通知している可能性もあり、さらに、他

¹⁶ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/consistency-findings/opinions_en

¹⁷ <https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2018/09/cbi-cyber-security-business-insight-conference/>

の日本企業が通知していなくても海外の委託元が通知している可能性もあり、結局通知を行わないことで傷跡を広げるリスクがあることに注意が必要である。

(2) 海外企業への域外適用事例の発生

2018年9月25日、ICOはGDPR及び英国情報保護法の下で最初の執行行為を行ったことを明らかにした¹⁸(通知が行われたのは2018年7月6日である)。執行行為の対象はカナダのデータ分析会社であり、ICOは、同社はGDPR3条2項(b)号に基づきGDPRが域外適用されるにもかかわらず、データ主体が認識できない方法でデータの取得・分析を行っており、処理の適法性の根拠(GDPR6条)等を満たしていないため、このような処理をやめるように通知している。また、30日以内に処理をやめない場合には制裁金が課される可能性があることも通知している。

この事例から明らかになったのは、「海外企業にGDPRが域外適用されるのは、当面先のことである」「海外企業に制裁金が課されることはない」というのは誤りということである。日本企業も、自社の個人データの処理にGDPRが適用されるものがないかの評価と、GDPRが適用される場合の対応について、速やかに完了させることが望まれる。

3. フランス

(1) Data Breachに対するコメント

2018年9月25日、フランスのデータ保護に関する監督当局であるCommission Nationale de l'Informatique et des Libertés(以下「CNIL」という)は、フランス及び欧州におけるGDPRの遵守状況を公表した¹⁹。その中で、CNILは、GDPRの施行から4ヶ月の間に、600件超のData Breachに関する申告を受けたことを指摘している。

(2) BlockchainとGDPRに関するガイドラインの公表

2018年9月24日、CNILは、ブロックチェーンとGDPRの関係に関するガイドラインを公表した²⁰。その中では、どのようなブロックチェーンであればGDPRに抵触するリスクが生じ得るのか、ブロックチェーンに参加するどの主体がGDPR上の責任を負い得るのか、どのようにGDPRに抵触するリスクを低減できるか等について検討がなされている。欧州委員会でも2018年2月1日にEU Blockchain Observatory and Forumが設置され²¹、2018年6月8日にはブロックチェーンとGDPRとの関係等についてのWorkshopが開催されるなど、議論が進んでいる²²。

EUに限らず、特定の主体が個人情報を管理することと、個人データの訂正・削除を求めることができることを特徴とする各国の個人情報保護法制と、分散管理とデータの削除を認めないことを特徴とするブロックチェーンとの間には相容れないように見える点がある。両者の間でどのような調和が目指されるべきかについては、今後世界各国で議論が活発化するものと思われる。

(3) CNILによるその他のガイドライン

この他にも、CNILは、データ処理者に対するガイドライン(2017年9月29日)、DPIAに関するガイドライン(2017年10月18日)²³等を公表している。前者においては、個人データの処理を第三者に委託する場合に、GDPR28条3項に基づいて締結することが

¹⁸ <https://ico.org.uk/media/2259362/r-letter-ico-to-aiq-060718.pdf>

¹⁹ <https://www.cnil.fr/fr/rgpd-quel-premier-bilan-4-mois-apres-son-entree-en-application>

²⁰ https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/la_blockchain.pdf

²¹ <https://www.eublockchainforum.eu/about>

²² https://www.eublockchainforum.eu/sites/default/files/reports/workshop_2_report_-_gdpr.pdf?width=1024&height=800&iframe=true

²³ <https://www.cnil.fr/en/guidelines-dpia>

求められているデータ処理契約のひな形が示されており、日本企業のフランス拠点の対応に当たっては特に参考になるものと思われる。

4. ドイツ

(1) Niedersachsen 州における GDPR 遵守状況の調査開始

2018年6月29日、ドイツのNiedersachsen州のデータ保護に関する監督当局は、様々な業界に属する20の大規模事業者と30の中規模事業者に対して、GDPRの遵守状況を調査するための質問状を送付する計画を明らかにした²⁴。ドイツでは、既に10州のデータ保護に関する監督当局が、合計約500社に対してデータの越境移転やクラウド利用におけるプライバシー保護に関する調査を行っているが、今回のNiedersachsen州のデータ保護に関する監督当局による調査項目は、それらよりも広いものとなっており、具体的には以下のとおりである。この調査結果は、2019年5月に公表される予定とされている。

- ・ どのようにGDPRに対応してきたか
- ・ 個人データの処理活動に関する記録状況
- ・ データ処理の適法性の根拠(同意の取得のためのテンプレートの提出等を含む)
- ・ データ主体の権利行使に対応するための仕組み(Privacy noticeのテンプレートの提出等を含む)
- ・ 技術的・組織的措置の内容(Privacy by design、Privacy by defaultの考慮に関する確認等を含む)
- ・ DPIAが必要な活動の有無や当該評価の内容
- ・ データ処理者との間のData processing agreementの確認(サンプルの提出等を含む)
- ・ データ保護オフィサーの資格要件についての証明
- ・ データ侵害が生じた場合に対応するための仕組み

これらの調査項目からは、GDPR上作成が義務付けられている基本的な文書の作成と、そのテンプレートの提出が求められていることが注目される。GDPR対応が進んでいないEEA域内の拠点については親会社が主導して早急にこれらの基本的な文書の整備を行うとともに、EEAに展開する子会社を管理する際には、現地拠点においてこれらの文書が整備済みであるかのチェックを監査項目に入れることが望まれる。

(2) 記録義務に関する考え方

ドイツのデータ保護に関する監督当局は、GDPR30条に基づく個人データ処理の記録義務に関する考え方を公表している²⁵。日本企業のドイツ拠点においてはこの考え方に従って記録義務を果たすことになると考えられるが、当該記録はドイツ語で保持

²⁴ https://www.lfd.niedersachsen.de/startseite/allgemein/presseinformationen/querschnittspruefung_fragen_zur_dsgvo_an_50_unternehmen/fragen-zur-ds-gvo-an-50-unternehmen-166110.html

²⁵ https://www.bvdnet.de/wp-content/uploads/2017/06/Hinweise_zum_VVT_Art_30_final.pdf

される必要があると明記されている点に注意が必要である。また、記録の更新履歴は、その変更を追跡できるよう、1 年間は保存することが求められている。さらに、記録されるべき内容について、連絡先の詳細、処理の目的、データ主体及び個人データの 카테고리、個人データの受領者のカテゴリ、第三国移転、記録の保存期間、技術的・組織的措置の内容等の観点から、詳細に解説がなされている。

(3) Cookie の取扱いに関するポジションペーパー

ドイツのデータ保護に関する監督当局は、2018 年 4 月 26 日、Cookie 規制の取扱いに関するドイツの国内法と GDPR との適用関係を整理したポジションペーパーを公表した²⁶。

そのオピニオンによれば、ドイツの国内法では、user tracking や profiling のための Cookie は、オプトアウトによる利用が可能と定める条文があったが、これは旧個人データ保護指令に基づいて定められたものであったため、GDPR の施行により、今後その適用は否定されるとの解釈が示されている。その上で、サービス提供者がデータ主体の求めるサービスを提供するために Cookie を利用する必要がある場合には、GDPR6 条 1 項 b 号(契約の履行のために必要)又は f 号(正当な利益)を適法性の根拠とすることができる可能性があるが、インターネット上のデータ主体の行動に影響する Cookie による tracking や、プロファイリングの生成においては、GDPR6 条 1 項 a 号(同意)を適法性の根拠とする必要があるとしている。

Cookie について規制する e-Privacy 規則が策定中であるため、Cookie 規制の動向はやや流動的な面もあるが、当面 GDPR との関係でどの Cookie の利用を同意に基づく処理と整理し、同意を取得するためのポップアップを表示するかの検討において考慮すべきであると考えられる。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州での M&A も手掛ける。情報法制学会会員。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.tsunoda@jurists.co.jp

2014 年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、通商法、会社法、データ規制等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト 1508 号)、「地方銀行間の事業統合に関する計画に対する審査結果 - 公取委平成 29・12・15 発表」(ジュリスト 1517 号)等がある。



すぎやま ゆい
杉山 侑惟

西村あさひ法律事務所 弁護士
yu.sugiyama@jurists.co.jp

2017 年弁護士登録。データ保護法制のほか、会社法、金商法、労働法を含む企業法務全般を幅広く担当。

²⁶ https://www.lfdi.nrw.de/mainmenu_Datenschutz/submenu_Technik/Inhalt/TechnikundOrganisation/Inhalt/Zur-Anwendbarkeit-des-TMG-fuer-nicht-oeffentliche-Stellen-ab-dem-25-Mai-2018/Positionsbestimmung-TMG.pdf